

令和3年4月6日

生徒・保護者各位

福岡県立朝倉高等学校長

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る出席停止扱いについて

平素より新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力いただき感謝申し上げます。

標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症対策の観点から下記の通り、取り扱いをいたしますので確認していただきますよう、お願いいたします。

生徒諸君は、日頃より体調管理に気を配り、学校での学習や部活動に専念できるように努めてください。

### 1 「出席停止扱い」と判断するもの

#### (1) 発熱、あるいは咳等の風邪症状がある場合（下記項目）

- ・発熱の症状がある（37.5度以上）
- ・息苦しさ（呼吸困難）がある
- ・強いだるさ（倦怠感）がある
- ・味を感じない（味覚障害がある）
- ・臭いを感じない（嗅覚障害がある）
- ・咳の症状がある
- ・のどの痛みがある
- ・下痢をしている（持病や食あたりなどが原因と推測されるものを除く。）
- ・過去2週間以内に、新型コロナウイルス感染症の罹患が疑われる者との濃厚接触（1メートル程度以内で15分以上接触）がある

#### (2) 上記の身体症状でなくても、何らかの体調不良があり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から自宅で休養した場合

#### (3) 医療機関で「風邪」の診断が出された場合

(1)(2)とも、症状が出た後医療機関を受診することとする。

### 2 提出書類

「出席停止等届（新型コロナウイルス感染症拡大防止）」（保護者記入・押印）

診療を受けた医療機関名等の記入

医療機関からの証明は不要